

1. はこぶね認定こども園の教育方針

教育目標は 1976年に粕屋町に唯一の私立幼稚園として建てられた建学の精神に基づき、下記の教育目標を掲げます。
◎キリスト教精神に基づいた幼児教育・保育 礼拝と祈りの中で、神に愛されている大切な神の子であることが教えられ、それゆえに他者を愛する心、他者に感謝する心、他者を思いやる心などが教えられます。このように心の教育を大切にします。
◎学ぼうとする意欲を深める 子どもは「遊び」を通して多くの「学び」をなし、創造性、協調性などが養われる、と考えられます。それに少しの動機づけなしし道筋をつけることにより、自ら進んで楽しさを見出し、自ら学ぶ意欲が深まります。絵本の読み聞かせ、数遊び、歌や楽器の演奏、その他の手段を用いて、更に学ぼうとする意欲を深めます。
◎健康な体を育むために体を動かす。 比較的広い園庭(ビジョン棟新築に伴い、園庭が整備されました)で、精一杯遊び、走り、夏は豊かな井戸水でプール遊びを楽しむなど、基礎体力の向上を目指します。 更に、教師の研修・研鑽により、子どもの意欲を引き出し、プログラムのもとに全員が一つの課題なしし目標の達成を目指し、達成した喜びや、感動を共有します。そのために「毎日少しずつ」の練習をします。

2. 評価項目の取り組みと評価

項目は6つに分かれています。自己評価の評価ポイントは各項目及び設問<良い：3・普通：2・不十分：1>の平均ポイントです。評価は最高3点～最低1点で記載しています。
学校関係者評価のポイントは各項目の取組と自己評価の<良い：3・普通：2・不十分：1>の評価です。評価点は評価委員の平均点です。最高3点～最低1点で記載しています。

項目	年度目標へ取り組みとコメント	自己評価	学校関係者	評価とコメント
①保育の計画性 教育目標を基にした年間指導計画を立て、学年で話し合いながら保育計画を立てる。振り返りを大切に、継続のある計画を立てる。	年間カリキュラムに沿って、保育を行っています。YY（読み・書き・数・かけっこ・体操・音楽）をベースにそれぞれ少しの時間を利用し、毎日の積み重ねを大切に卒園まで取り組んでいます。その他、声楽や英語、体操は講師の先生による指導があります。また季節の遊び、リズム遊び、製作、など様々な保育に取り組んでいます。毎日の朝の礼拝で讃美歌やお祈りを通して静かに話を聞くことも取り組んでいます。	2.8	3.0	・教育目標に基づき、単発な保育ではなく継続的で、子ども達の将来を見据えた保育は、卒園後にその有難さを感じる事と思います。 ・静と動のメリハリのある保育（遊ぶ時は思いっきり遊ぶ、椅子に座って活動する時は静かにする等）は、素晴らしいです。
②保育の在り方・子どもへの対応 子ども一人ひとりにスキンシップをとりながら信頼関係を築けるようにする。また子どもたちのやる気、自立へと繋げていく。保育教諭は受容的でおおらかな気持ちで子どもたちがいつも安心安全に過ごせる場を作ること。	子供一人ひとりを理解し、褒めて伸ばしていくことを心掛け成長につなげ、やる気を引き出していく。子どもの成長した事や出来事がある場合は保育教諭同士で伝えあい、共有しています。	2.9	3.0	・各種感染対策や年々非定型発達児が増えている中、職員の皆様のご苦労は計り知れません。各クラス担任と補助職員の連携の元、一斉指導ではなく一人ひとりに合った個別指導を行って頂き、有難うございます。 ・登園時の手洗いや消毒等、感染対策も細かく実施して頂いています。
③保育者としての能力や良識 挨拶は明るく親しみを込めて行い、感謝の気持ちはその都度言葉であらわすようにする身だしなみ、清潔感が持てるように心がける。保育教諭として連携を取りながら自分の仕事に責任感を持つ。また子どもや保育など必要な報告、連絡、相談をしている。	保育の中での子どもの様子は、話し合いの場で意見交換をしながら職員の中で共有している。日頃から保育教諭としての意識をしっかりと持ち、常に向上できるように日々の学びを吸収しています。	2.8	2.8	・4月に新人・若手研修をさせて頂きました。今後研修が活きているか、意識が薄れていないかの確認が必要です。 ・リーダー・経験者研修や、出来ればパート職員への研修（サポート日のミーティング時に参加や設定）も行い、全職員が情報を共有出来ればより良いかと思ひます。 ・教員として、現状に満足せず更なる向上や、正規職員やパート職員の意識の差が無い様、各自がはこぶねを支える一職員としての自覚や責任感を持つことが必要かと思ひます。
④保護者への対応 園だより、保育参観、個人懇談などを行い、保護者に保育を理解してもらうように工夫をしている。日頃から積極的に保護者と会話する中で子供の園での様子を伝えながら信頼関係を築いて行く。	子どもたちの成長を感じたことや様子などをわかりやすく伝え、また保護者の子育てに悩みがある場合は、話を聞き寄り添いながら相談にのるようにしています。	2.8	2.8	・保護者が気持ち良いと感じる挨拶（表情、声のトーン、言葉と動作を分ける等）が出来ています。今後もTPOに合わせた挨拶が継続して出来る様にお願いします。 ・毎月の園だよりもカラーで写真が多く、とても楽しく拝見しています。活字離れの保護者が増えてきているので、文字数を減らして写真を大きくしても良いかもしれません（職員の負担軽減）。 ・今後より園と保護者や地域と繋がる様に、HPやインスタ等の発信を見直すのも良いかもしれません。
⑤地域の自然や社会との関わり 中学生の職場体験・実習生を受け入れ交流を図る。いつもお世話になっている方々にお花を届ける。	・小中学校と連携を図りながら情報共有できる様にしています。 ・花の日の行事にちなんで感謝の気持ちを持ちながらお花を届けています。	2.9	2.9	・園長先生の思いである『本物とふれあう』が、コロナ禍でもご配慮の中（各種発表会、行事、保育参観等）で実施され、子どもや保護者の皆様は嬉しかったかと思ひます。実施するに至ってのご決断や職員の事前準備やご配慮等、大変だったかと思われます。有難うございます。
⑥研修と研究 幼児教育・保育の質の向上として子どもたちのより良い育ちの為に全職員が専門的な研修を受ける。	・研修で学んだことはすぐ取り入れるようにし、自分の保育を見直し、日常生活に活かすように行っています。 ・専門的な研修は色々な研修があるので積極的に参加しながらそこで学んだ知識を職員間で情報共有するようにしています。	2.8	2.6	・参加者がどれくらいいるかは分かりませんが、保護者向けの講演（例えば子育てについて）等あれば良いかと思ひます。ただこれまでの経験上、本当に聞いて欲しい保護者は不参加の事が多いです。

3. 自己評価を通して翌年度へ向けて課題と取り組み

- ・事故防止の為にいろいろな研修（虐待、誤飲、熱中症対策など）を受けて職員全員の意識を高めていく。
- ・環境設定の中で保育の前に、危険な遊具、場所はないか必ず確認することを徹底する。
- ・外部の方への園の発信を充実させていき、また見学会や親子ルームなどを増やしていきたい。

4. 近隣とのトラブルや苦情について

2 2 年度および2 3 年度 6 月現在まで、苦情受付等はありません。

5. 苦情申し出窓口について

幼保連携型はこぶね認定こども園（以下「本園」という。）は、利用者又はその家族から寄せられた苦情について、以下のとおりその解決にあたる。

- （1）苦情受付
苦情は面接、電話、文章などにより、苦情受付担当者が随時受け付ける。なお、第三者委員には直接苦情を申し出ることできる。
- （2）苦情受付の報告・確認
苦情担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。
ただし、苦情申出人が拒否した場合は第三者委員への報告は行わない。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知する。
- （3）苦情解決に向けての話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と話し合いを行い、解決に努める。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができる。
第三者委員が立ち会う場合は、第三者委員は苦情内容を確認し、解決案の調整・助言等を行う。
- （4）苦情解決の報告
苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項等について、苦情申出人及び第三者委員に対して報告する。また、職員との間で話し合いを行い園の改善に努める。

苦情受付担当者	主任保育教諭 阿高史恵 連絡先 092-938-1230	苦情解決責任者	園長 西岡巖
第三者委員	行政書士 田村尚志 連絡先 092-957-1891	第三者委員	前田保険企画代表 前田和俊 連絡先 092-682-2567